

四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（令和7年9月29日議決）の一部を次のように変更する。

2 指定する郵便局において取り扱う事務を次のように変更する。

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード記録事項の変更に伴う届出の受付及び当該届出に係る個人番号カード記録事項の変更並びに個人番号カードの紛失に係る届出の受付並びに個人番号カードの返納の受付に関する事務